

民生文教常任委員会

1 開 議 令和7年3月6日（木） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第21号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚正義	出席
副委員長	津守那音	欠席
委員	齋藤藤男	出席
	前田則隆	出席
	北原裕子	出席
	櫻井潤一郎	出席
	中川雅之	出席

当局	市民生活部長	佐藤美奈子	出席
	生活環境課長	田上建二	出席

事務局	土屋大貴	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、市民生活部長、生活環境課長であります。

◎議案第21号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第21号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 市民生活部長の佐藤です。議案第21号につきましては、議会本会議におきまして議案上程の際に概略をご説明させていただいておりますが、改めまして生活環境課長の田上よりご説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 生活環境課長の田上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第21号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料90ページ、議案書補助資料を御覧ください。

まず、議案の概要であります。令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が改正され、栃木県において令和7年4月1日から運用を開始されることに伴い、県土砂条例を改正しておりますので、本市の土砂条例も改正するものです。

主な改正内容としましては、盛土規制法において災害の発生の防止について規定されましたので、市土砂条例の関係する部分について削除するものです。また、特定事業を行う際に許可を必要としておりましたが、許可制を廃止し、届出制に改めます。

改正内容が大変複雑でありますので、91ページに改正の趣旨、92ページに改正の概要を添付させていただいております。92ページを御覧ください。こちらの資料で改正の概要をご説明いたします。矢印の右側の欄が改正前の市土砂条例になります。左側が運用開始後の盛土規制法及び改正後の土砂条例になります。栃木県土砂条例も掲載しておりますが、本市は権限移譲を受けておりますので、500平方メートル以上が市

土砂条例の適用となります。まず、所管は盛土規制法は栃木県、土砂条例は県及び市となります。目的は災害の発生の防止に関するものが盛土規制法に規定されましたので、土砂条例から削除いたします。区域は、盛土規制法で宅造区域と特盛区域に指定されますが、県内全域どちらかに指定されております。市土砂条例は引き続き市内全域といたします。許可対象は、盛土規制法は面積要件500平方メートル超えのほか、に高さ要件があります。土砂条例は、許可制から届出制に改め、面積要件は引き続き500平方メートル以上といたします。土壌汚染に関する安全基準は、引き続き土砂条例で規制いたしますが、水素イオン濃度指数、改良土、県外土砂の取扱いについては、県土砂条例に準拠いたします。許可申請に係る手数料は、許可制から届出制に改めるため廃止いたします。

68ページの議案書を御覧ください。併せて91ページの条例改正趣旨をご参照ください。今回の改正は、同じ条に施行日が異なる改正があることから、2条建てとなっております。

まず、第1条の改正についてご説明いたします。改正内容であります、新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。まず、条例の名称ですが、「災害の発生」を削り、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改めます。

第1条は、目的について規定しておりますが、災害の発生の防止に関する規定を削除いたします。

第2条は定義になりますが、69ページに移りまして、第3号の改良土は県に準拠し、削除いたします。

第3条の事業物の責務、第4条の土地の所有者の責務、第5条の市の責務、第6条の県及び他の市町との連携等は、災害の発生の防止に関する規定を削除いたします。

70ページに参りまして、第7条は、土砂等の安全基準になりますが、第3項の水素イオン濃度指数は、県に準拠し、削除いたします。

第9条の土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等は、盛土規制法に規定されているため削除いたします。

第10条の見出しを「特定事業の許可」から「特定事業の届出」に改め、届出制になるため期限を規定いたします。

71ページに参りまして、第11条の特定事業に係る土地所有者の同意は、盛土規制法に規定されているため削除いたします。

第12条の周辺住民等への周知は、届出制に改めるため努力義務といたします。

第13条の見出しを許可申請の手続から変更の届出に改め、72ページに参りまして、第2項で一時堆積事業について規定しておりましたが、改正後は一時堆積事業も特定事業として取り扱いますので、削除し、軽微な変更について規定いたします。

73ページに参りまして、第14条の申請の制限、第15条の許可の基準と、76ページに参りまして、第16条の許可の条件、第17条の変更の許可等は、許可に関するもののため削除いたします。

77ページに参りまして、第18条の土砂等の搬入の届出、78ページに参りまして、第19条の土砂等管理台帳の作成等は、許可制から届出制に改めます。

79ページに参りまして、第20条の定期検査の報告等は、許可制から届出制に改め、第1項で水質検査及び地質検査の実施を水質検査又は地質検査の実施に改めます。

第21条の関係書類の縦覧、80ページに参りまして、第22条の標識の掲示等、第23条の土砂等の搬入車両への表示、第24条の特定事業の完了は、許可制から届出制に改めます。

また、81ページに参りまして、第2項で完了時の水質検査等の実施を規定し、第3項は災害の発生の防止に関する規定であるため削除いたします。

第25条の特定事業の廃止等、82ページに参りまして、第26条の譲受け、83ページに参りまして、第27条の相続、第28条の許可の取消し等は、届出制に改めるため削除いたします。

84ページに参りまして、第29条の措置命令は、災害の発生の防止に関する第1項から第3項を削除し、85ページに参りまして、土壤汚染に関する第4項を第29条に改めます。

第31条の関係書類の保存は、許可制から届出制に改め、第32条の現場管理責任者の義務等は、災害の発生防止部分を削除するとともに、文言の修正を行います。

86ページに参りまして、第33条の特定事業に係る土地所有者の責務は、盛土規制法に規定されているため削除し、第34条の立入検査等は、土砂等の埋立てを行う者を明確化いたします。

87ページに参りまして、第35条の手数料は、届出制に改めるため、手数料は廃止いたします。

第37条から88ページの第39条は罰則になりますが、盛土規制法に規定されている箇所を削除いたします。

次に、第2条の改正についてご説明いたします。第37条は罰則について規定しておりますが、刑法の改正に伴い、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行するといたします。ただし、第2条の規定は、刑法の改正に伴い、令和7年6月1日から施行するといたします。

第2項から第7項まで経過措置を設けます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） まず最初に、今回この議案なのですが、許可制から届出制に変更されるというところが一番何でかなというところで、届出制に変わることで埋立て事業というのが規制が緩くなるわけですから、土壤の汚染が起きる可能性というのが増えるのではないかと思うわけです。何で県は規制を緩めてきたのかという、その背景については説明はあったのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 土砂条例で規制しておりました災害の発生と土壤の汚染、この2つを規制しておりましたけれども、盛土規制法の中で災害の発生については規定しているということで、県の土砂条例から削除しております。市も県の条例改正に伴いまして、同じように改正しておりますけれども、まず盛土規制のほうで許可を得ますので、それに伴って市の開発許可はみなし許可になります。土壤の汚染の部分については、土砂条例のほうで規制をしておりますけれども、許可制から届出制にしたとしても、改善命令だとか不法盛土等に対しての指導というのは同じくできます。届出制になったからできないというわけではないので、引き続きできますので、ということでよろしいでしょうか。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） では、改正された20条についてお伺いします。

水質検査又は地質検査の結果を報告しなければならないというふうになっているのですけれども、報告した上で、これは、もし水質若しくは地質のほうで悪い結果が出た場合に、結果としてこれを止めさせる条文がないのではないかと思いますのです。罰則の条文はあるのですけれども、これやめてくださいということとはできないわけですね。8条ないし29条というのは、29条に関しては、これは略というふうに条文になっているのですけれども、37条の、8条第2項又は29条の規定による命令に違反した者の部分が理解できないのではないかと私は思ったのですが、ちょっと説明いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） このタブレットで見ますと新旧対照表の中で略になっていますので分からないと思うのですけれども、第29条の第4項をちょっと読み上げさせていただきますけれども、「市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても期限を定めて当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を取るべきことを命ずることができる」というような規定になっていますので、命令はできるということになっております。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 最後、安全基準に関して聞きたいのですけれども、92ページに安全基準（土壌汚染等）というのがあろうと思うのですけれども、水素イオン濃度指数とか改良土とか県外土砂とか、これは規制なしとなるのですけれども、県は規制なしになっているのですけれども、本当に規制なくでもいいのかどうなのかというのは、僕よく分からないのです。科学者でも何でもなし。けれども、県がこういうふうにしたからといって、では大田原市もそうしますというのを延々とやっていくとすれば、もし改良土とか県外土砂とか水素イオン濃度指数に関しておかしいよねとなったときに、要は県に準拠してやりましたというのは、それは市としてはしようがないよねということで、県に準拠してやるということでもいいのですか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） まず、県の土砂条例は、以前からこの水素イオン濃度、改良土、県外土砂については規定しておりませんでした。県内も一部の市町において特別に別個で規定をしておりましたけれども、そのような状況から、栃木県が条例改正する段階で県の環境審議会と、この環境に専門的な知識を持っている方が集まった組織でありますけれども、そこに答申をいたしまして、その結果といたしまして、まず改良土につきましては、国は建設発生土や建設汚泥を含む建設副産物の再利用の資源化を推進しているという観点から、規制することは適当ではないというような結論が出ています。また、この水素イオン濃度につきましても、環境基本法や土壌汚染対策のほうにおいて、土壌汚染に係る指標として水素イオン濃度が掲出されていないということは、有害物質はイオンのヒ素だとか六価クロムだとかいろいろありますけれども、水素イオン濃度だけをもって判断するのが好ましくないという結果が出ています。

もう一つ、栃木県内で発生したもの等に関しましては、土砂の発生元が県内外のいずれかであるかは、土壌汚染や災害の発生と直接の関連はないというような結論があって、栃木県はこの3つについては規制をしないということで、市もそれに合わせております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほか。

前田委員。

○委員（前田則隆） 単純に、これは生活環境課のほうの土砂に関するこれ盛土とか切土のあれだと思うのですが、建築確認とか、あるいは開発する場合、いろいろ規制があると思うのですが、今回はそういうところの整合性とかそういうものは全く関係なく、これ国の方針だからそうだと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。単純に普通、切土のいいかげんなところにまた家を建てて倒れてしまったとか、そういうことはあり得ると思うのですが、今まで許可制が届出制になると、それ管理はちゃんとしているのですか。こういう盛土があつたり切土があつて、危ないということはないわけですか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 危ないといえますか、許可の県のほうに申請を上げた段階で県は調査は当然しますと、盛土規制法、4月から始まりますけれども、それに伴いまして栃木県又は開発関係の大田原市の都市計画課、あと市の生活環境課で何回も勉強会、研修会を行っております。中で情報交換もしておりますので、もしその異常な危ない危険性がある現場があるとか、土壌とか、そういった物質が出たといった場合には、県と市と共同で対応していくというようなことになります。その辺との連絡調整は行っています。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 今回の盛土規制法で県外土砂の受入れは、栃木県は規制をして許可はしているのですが、鹿沼市とかさくら市は県外土砂に関しては全ての市の条例において持ち込ませないとしているのですが、先ほどいろいろ審議されたという中で、そのような話というのは出てこなかったのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） この県の土砂条例の改正に伴いまして、県内の市、町においても、その中身はいろいろ変更しておりまして、例えば県南の地域、具体的にいいますと足利市、佐野市、栃木市、小山市なんかは市そのものの条例を廃止して、県だけの条例で対応していくというようなことをしています。ただ、大田原市の場合には権限移譲を受けておりまして、500平方メートル以上を適用させているというようなこともありますから、県は3,000平米、市が500平米なので、この差がその分については、今度は規制できなくなってしまうということがございますので、市も県と同じような条例をつくって、500平米以上については、市のほうで規制していくというようなことで、県内の市、町も大体が県に合わせているというような状況に改正を予定しているそうでございます。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） 前回の条例の改正のときに、500平方メートルにするのにやはり幾つも大きい面積ですと造られてしまうかもしれないという懸念点があったかと思います。今回それが改正になったときに、新たにその500平方メートルで幾つも造ったとか、ちょっと困ったような事例というのはあったのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 500平方メートル未満、以上の。

○委員（北原裕子） 大きな土地であると幾つもその500平方メートルで造られてしまう可能性がある。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 当然可能性はあります。栃木県は3,000平米を超えないと動かないですから、市のほうは500平米以上であれば動くので、その辺、市も同じように県南のほうに同じく廃止にしようとして、3,000平米までは何もできないというようなことになってしまうものですから、県が移譲を受けていることもありますし、500平方メートルで県に合わせた条例に改正しているというようなことをございます。

○委員長（大塚正義） 今の北原委員の質問は、500平米を幾つか分けたときに、そういう事例があったのかという質問だったと思うのですが、過去にそういう事例があったかという……

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） そういう事例はありません。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 今回条例が変更になって、災害の発生という部分が抜けました。それで、今回届出制になっていますから、例えば届けをしたときに、最終的にはどういう形になるか分からないのだけれども、例えば盛土が2メートルを超えてしまったとか、そういった場合は、これは盛土規制法と土砂条例と一緒に申請、まずするのでしょうか。申請というか届出と申請と両方しなくてはいけないのか、それとも単なる市の土砂条例だけでいいのか、その辺ちょっと1回目をお願いします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 92ページの改正の概要の中で出てくるのですが、盛土規制法の欄で、区分が許可対象というのがございまして、宅地造成等工事規制区域については、1メートル超えの崖を生ずる盛土、2メートル超えの崖を生ずる切土、500平方メートル超えの切土又は盛土等については、許可を得なくてはならないことで、特定盛土等規制区域については、2メートル超えの崖を有する盛土、5メートル超えの崖を生じる切土、500平方メートル超えの切土又は盛土でありまして、この宅地造成等特定盛土のこの1メートル、2メートルの差がありますけれども、そこについては届出で出させていただきますけれども、宅地造成については県に出しますが、窓口は市の都市計画課が受けます。それを県に出します。土砂条例に関しては、生活環境課に届出を出してもらいますけれども、似たような内容になりますけれども、届出としては、別に許可と届出で別々に出してもらうということになります。

○委員長（大塚正義） 両方出すということですね。

櫻井委員、よろしいですか。

○委員（櫻井潤一郎） はい。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回、県の土砂条例の改正に伴って市も改正するという形で、先ほど課長の説明の中で、例えば14条からのページについては73ページぐらい、14条からの条例が削除されますよね。制限だったりとか基準だったりとか、条件というのが削除されてしまうのですが、そういう中で、では今回罰則規定を削除することによって、非常に何か甘くなるような規則になってきてしまうのではないかなと思うの

ですが、今回の改正によって、例えば大田原市で改正の協議をしたときに、県とのそういう話合いというのは持たなかったのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 先ほど申し上げましたけれども、この改正に当たりましては、県との勉強会なりいろいろ指示は受けておりますけれども、この第4条から第17条の削除につきましては、許可を受けた場合のことについて規定していますので、今度許可制から届出制になるために、許可に関することなので削除するということでございまして、それに伴って規制が緩くなってくるのではないかなという部分につきましては、そもそも盛土規制法は今までの土砂条例より厳しくなっています。なので、その盛土規制法のほうで規制をして、そのほかの項目については、県、市なりの土砂条例のほうで対応していくというようなことなので、まるっきり届出制になったから甘くなるというわけではない。同じく改善命令だとかそういうことはできますので。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） それは、どこに記されるのですか。県のほうの条例と同じという形だと、それはどこの条例にその文言が、今までと同じような14条から17条的なものが、どこかに記されないと、やっぱりいざ問題が起こったときには、いや、うちではないのだというような形で何かなってきってしまう部分があるのけれども、その辺をどういう形で明記されて、県のほうの条例に反映するのかというのではないのですけれども。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 栃木県におきましても、この業者向けのパンフレットなんかも作っていますので、市におきましてもこの条例の中に入れていくのはちょっと難しいのかなと思いますので、同じようにパンフレットの中に作って入れていく、または市のホームページの中でこういうことで改正しますというようなことで周知をしていきたいというふうに考えております。違いますか。

（「ちょっと違う」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） ちょっと違いますよね。先ほど中川委員がおっしゃっているのは……中川委員。

○委員（中川雅之） 条例があるわけですから、先ほど課長が言ったように、では削除した部分は条例できちんと訴えていかないといけないのではないのかなと思うのですが、その辺で県の条例の中にそれが入り込んでいるのだったら分かるのですが、まるっきり削除してというと、どういうふうになるのかなというのではないのですが、その辺というか。

○委員長（大塚正義） 措置規定が今回なくなるのですと、県の条例のほうの措置規定はどこに入っているのかということと今、あるかという話で。

生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） そもそもが災害の発生の分については、盛土規制法で規制していくのだよということで、それ以外の部分について、土壌汚染のほうで規制していくのだというのは、先ほど言ったパンフレットとか県のホームページなんかはもうそういう形になっていますので、市も同じような形を取りたい。この条文の中に県がその部分について規制していくのだというのがちょっと入れるのはどうかな

というがあるので、別な方向でというか、分かるような形で示していきたい。

○委員長（大塚正義） それでは、これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 最近というか相当近年になって不法投棄だったりとかがものすごく多くて、それを1個1個調査していく、この条例に対して調査していくといっても、どれだけの期間と、見張るために、例えば入り口に防犯カメラを設置したりとかして、車の出入りだったりとかを調べているなんていう話もあったりとかするのですけれども、そういう違法投棄を含めてきちんと監視しながらやっていかなくてはならないと思うので、その辺は県と市がきちんと共同で、いや、うちではないのだとか、そういうふうに分けを持たないで、共同してきちんとそういう罰則も含めて監視していただければありがたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいなと思います。

○委員長（大塚正義） ほかに意見ございますか。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） こういう改正があるとみんな多分不安に思う部分がやっぱりあると思うので、しっかりとそういうことはないのですよということをアピールしていただきたいということでお願いします。

○委員長（大塚正義） ほかに意見ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大塚正義） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時30分 散会